

社労士V22年受験「重要項目ゴロ合わせ丸暗記」修正・改正情報

ページ	修正・改正前	修正・改正後
安衛 50	一般健康診断の表の定期健康診断の省略できる項目 ㉔～㉔に続けて追加	㉔40歳未満の者（20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く）で次の①及び②に該当しないもの ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条第1項第1号に掲げる者 ②じん肺第8条第1項第1号又は第3号に掲げる者
安衛 50	一般健康診断の表の定期健康診断の省略できる項目 ㉔喀痰検査を省略できる者に追加	胸部エックス線を省略することができる者に掲げる者
労災 54	追加	注意事項 ⑤常時5人未満の労働者を使用する個人経営の水産業の事業のうち、船員法第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業は、強制適用事業とすることとされた。
労災 60	特例 ①～④に続けて追加	⑤1年間を通じて船員として船舶所有者に使用され、基本となる固定給のほか、船舶に乗り組むこと等により変動がある賃金がある場合、それぞれの平均賃金相当額を基準として、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額
労災 77	4 支給額 常時介護 上限：104,960円 最低保障額：56,930円 随時介護 上限：52,480円 最低保障額：28,470円	4 支給額 常時介護 上限： 104,730円 最低保障額： 56,790円 随時介護 上限：52,370円 最低保障額：28,400円
	ドジ なサンマ (104,730)	ゴロ泣くわ (56,790)
労災 81	注意事項 ③事業主からの費用徴収は、業務災害に関する保険給付を行ったときは、労基法の災害補償の価格の限度において保険給付の費用に相当する金額の全部又は一部についてすることができる（通勤災害は業務災害とみなして適用）。	注意事項 ③事業主からの費用徴収は、業務災害に関する保険給付を行ったときは、労基法の災害補償の価格の限度 又は船員法の規定による災害補償のうち労基法の規定による災害補償に相当する災害補償の価格の限度 において保険給付の費用に相当する金額の全部又は一部についてすることができる（通勤災害は業務災害とみなして適用）。
労災 93	「被保険者となる者」の注意すべき例 ⑪㉔6カ月以上引き続き雇用が見込まれること	㉔ 31日以上 の雇用見込みがあること

ページ	修正・改正前	修正・改正後
労災 93	「被保険者となる者」の注意すべき例 ⑪に続けて追加	⑫登録型派遣労働者は、「31日以上雇用見込みがあり、かつ、1週間当たりの所定労働時間が20時間以上」であるときは被保険者となる。なお、派遣先での就業が31日以上ない短期のものや派遣先が異なる場合であっても、同じ派遣元から反復継続して31日以上派遣されることが見込まれる場合には被保険者となる。
労災 94	適用除外の欄の②～④を修正	②1週間の所定労働時間が、20時間未満である者 ③同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者 ④季節的事业に雇用される者であって、4箇月以内の期間を定めて雇用される者、又は1週間の所定労働時間が20時間以上であって厚生労働大臣が定める時間数（30時間）未満である者
労災 94	適用除外の欄に⑦を追加	⑦学校教育法に規定する学校、専修学校又は各種学校の学生又は生徒であって厚生労働省令で定める者
労災 94	被保険者となる場合の欄 公共職業安定所長の認可を受けて任意加入した者を除く	①2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者 ②日雇労働者であって日雇労働被保険者に該当することとなる者
労災 94	適用除外の欄に追加した⑦に対応する被保険者となる場合の欄	①卒業を予定している者であって、適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることとなっているもの ②休学中の者 ③定時制の課程に在学する者 ④前記①～③に準ずる者として厚生労働省職業安定局長が定めるもの
雇用 106	1. 短期雇用特例被保険者	被保険者であって、季節的に雇用されるもののうち、次の各号のいずれにも該当しない者（日雇労働被保険者を除く） ①4箇月以内の期間を定めて雇用される者 ②1週間の所定労働時間が20時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数（30時間）未満である者

ページ	修正・改正前		修正・改正後		
雇用 107	日雇労働者の定義		<p>日雇労働者とは、次の各号のいずれかに該当する労働者（2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された者（公共職業安定所長の認可を受けた者を除く）</p> <p>①日々雇用される者 ②30日以内の期間を定めて雇用される者</p> <p>※同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された場合には、原則として被保険者ではなくなり、一般被保険者となるが、厚生労働省令の定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けたときは、引き続き日雇労働被保険者となることできる。</p>		
徴収 127	<p>1 労災保険率 労災保険率には、事業の種類にかかわらず、非業務災害率として1,000分の0.6が含まれる。</p>		<p>1 労災保険率 労災保険率には、事業の種類 (55業種) にかかわらず、非業務災害率として1,000分の0.6が含まれる。船舶所有者の事業に係る労災保険率は「1,000分の50」</p>		
徴収 128	<p>過去問5. A 644,000円、 B 900,000円、 C 828,000円、 D 560,000円 E 700,000円 解答 (A) (5000万円-400万円) × 14/1000=644,000円</p>		<p>過去問5. A 851,000円、 B 700,000円、 C 644,000円、 D 740,000円 E 925,000円 解答 (A) (5000万円-400万円) × 18.5/1000=851,000円</p>		
徴収 129	事業の種類	雇用保険率	事業主負担（失業等給付+二事業）		被保険者負担
	一般の事業	11	4+3	7	4
	農林水産業	13	5+3	8	5
	建設の事業	14	5+4	9	5
	事業の種類	雇用保険率	事業主負担（失業等給付+二事業）		被保険者負担
	一般の事業	15.5	6+3.5	9.5	6
	農林水産業	17.5	7+3.5	10.5	7
建設の事業	18.5	7+4.5	11.5	7	
<p>イ-子 いな いや ロク並び さ み しい子 (15) (17) (18) (6) (7) (7) (3.5) (3.5) (4.5)</p>					

ページ	修正・改正前	修正・改正後
徴収 129	注意事項 1、農林水産業のうち、 季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業 として、厚生労働大臣が指定する次の事業については、一般の事業と同じ1,000分の11とする。 ① 牛馬育成、酪農、養鶏 又は 養豚 の事業 ② 園芸 のサービスの事業 ③ 内水面 養殖 の事業	注意事項 1、農林水産業のうち、 季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業 として、厚生労働大臣が指定する次の事業については、一般の事業と同じ1,000分の 15.5 とする。 ① 牛馬育成、酪農、養鶏 又は 養豚 の事業 ② 園芸 のサービスの事業 ③ 内水面 養殖 の事業 ④ 雇用保険法第6条第6号に規定する船員が適用される事業
徴収 152	気楽に行こう船のりさんうまい牛どん系はエーヨー (季)(酪) (15) (船員) (馬) (牛)(豚)(鶏) (園)(養)	
徴収 130	5 雇用保険率の弾力的効果 雇用保険二事業…雇用保険率を1年間その率から1,000分の0.5引き下げた率に変更	5 雇用保険率の弾力的効果 雇用保険二事業…平成22年度の率は、第12条第8項による原則的な率(平成21年度の率より1,000分の0.5引上げられた)とする。
徴収 139	例題1 平成22年度概算保険料 雇用 45,000千円×11/1000=495,000円 合計 709,600円 第1期分の納付額 709,600円÷3+(709,600円-700,000円) =246,134円 答 ②709,600円、③246,134円、⑤236,533円	例題1 平成22年度概算保険料 雇用 45,000千円× 15.5/1000=697,500円 合計 912,100円 第1期分の納付額 912,100円 ÷3+(709,600円-700,000円) = 313,634円 答 ② 912,100円 、③ 313,634円 、⑤ 304,033円
徴収 149	經由先 日本銀行、 年金事務所 、 労働基準監督署 日本銀行、 年金事務所 労働基準監督署	労働保険料申告書 ①一元適用事業で、労働保険事務組合に委託しない事業の一般保険料 ②二元適用事業の労災保険に係る一般保険料 ①一元適用事業で、労働保険事務組合に委託しない事業のうち雇用保険のみが成立している事業の一般保険料 ②二元適用事業の雇用保険に係る一般保険料 確定保険料に納付すべき労働保険料がないとき
	經由先 日本銀行、 労働基準監督署 日本銀行、	労働保険料申告書 ①一元適用事業で、労働保険事務組合に委託しない事業の一般保険料 ②二元適用事業の労災保険に係る一般保険料 ③二元適用事業の第1種特別加入保険料 ④第2種特別加入保険料 ⑤第3種特別加入保険料 ①一元適用事業で、労働保険事務組合に委託する事業の一般保険料 ②一元適用事業で、労働保険事務組合に委託しない事業のうち雇用保険のみが成立している事業の一般保険料 ③二元適用事業の雇用保険に係る一般保険料 ④一元適用事業の第1種特別加入保険料 確定保険料に納付すべき労働保険料がないとき

ページ	修正・改正前	修正・改正後														
健保 154	適用事業所以外の事業所（任意適用事業所） 															
健保 167	一部負担金 ※100分の20は、平成22年3月までは「100分の10」とする。	※100分の20は平成 23 年3月までは「100分の10」とする。														
健保 179	家族給付 ※3 100分の80は平成22年3月まで100分の90 ※4 一定の収入に満たない者は100分の80（平成22年3月まで100分の90）	※3 100分の80は平成 23 年3月まで100分の90 ※4 一定の収入に満たない者は100分の80（平成 23 年3月まで100分の90）														
健保 183	注意事項 ②高額療養費の算定方法 ◎総合病院は各診療科ごと、医科、歯科ごと	世帯合算の場合、2以上の診療科名を有する総合病院は、診療科単位で別個の病院等とみなす規定が廃止された。 なお、歯科診療と歯科診療以外の診療は医科と歯科別、入院と外来は別個の病院とみなすことについての改正はない。														
厚年 208	在職老齢年金 支給停止調整額 48万円	47万円 注) 208 ページ中の「48万円」をすべて「47万円」に読み替える。														
国年 250	脱退一時金の額 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>平成 21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>43,980 円</td></tr> <tr><td>87,960 円</td></tr> <tr><td>131,940 円</td></tr> <tr><td>175,920 円</td></tr> <tr><td>219,900 円</td></tr> <tr><td>263,380 円</td></tr> </tbody> </table>	平成 21 年度	43,980 円	87,960 円	131,940 円	175,920 円	219,900 円	263,380 円	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>平成 22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>45,300 円</td></tr> <tr><td>90,600 円</td></tr> <tr><td>135,900 円</td></tr> <tr><td>181,200 円</td></tr> <tr><td>226,500 円</td></tr> <tr><td>271,800 円</td></tr> </tbody> </table>	平成 22 年度	45,300 円	90,600 円	135,900 円	181,200 円	226,500 円	271,800 円
平成 21 年度																
43,980 円																
87,960 円																
131,940 円																
175,920 円																
219,900 円																
263,380 円																
平成 22 年度																
45,300 円																
90,600 円																
135,900 円																
181,200 円																
226,500 円																
271,800 円																
国年 251	保険料	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成 22 年度に属する月の分</td> <td>15,100 円</td> </tr> </table> <p>注) 平成 22 年度の保険料改定率が 1.008 のため、$14,980 \text{円} \times 1.008 = 15,099.84 \rightarrow 15,100 \text{円}$となる。</p>	平成 22 年度に属する月の分	15,100 円												
平成 22 年度に属する月の分	15,100 円															

ページ	修正・改正前	修正・改正後								
社一 291	費用の負担 ③に続けて④を追加	④非自発的失業者の負担軽減措置 特例対象被保険者等（雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者及び第13条第3項に規定する特定理由離職者で受給資格者）は、保険料算定の基礎となる総所得金額に給与所得が含まれているときは、離職の日の翌日の属する年度の翌年度末までの間、当該給与所得（前年の給与所得）をその額の100分の30に相当する額として保険料を算定する。								
社一 294	7 後期高齢者医療に係る費用等 3) 公費の負担 <table border="1" data-bbox="344 640 748 745"> <tr> <td colspan="2">公費（約5割）</td> </tr> <tr> <td>保険料 （約1割）</td> <td>後期高齢者支援金 （約4割）</td> </tr> </table>	公費（約5割）		保険料 （約1割）	後期高齢者支援金 （約4割）	<table border="1" data-bbox="919 627 1378 732"> <tr> <td colspan="2">公費（約5割）</td> </tr> <tr> <td>保険料 （10.26/100）</td> <td>後期高齢者支援金 （30.74/100）</td> </tr> </table>	公費（約5割）		保険料 （10.26/100）	後期高齢者支援金 （30.74/100）
公費（約5割）										
保険料 （約1割）	後期高齢者支援金 （約4割）									
公費（約5割）										
保険料 （10.26/100）	後期高齢者支援金 （30.74/100）									
社一	【子ども手当法】 1. 支給対象となる子 15歳到達後の最初の3月31日までの間にある者 2. 支給要件 日本国内に居住している、次の者 ①子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 ②父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者 ③子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者 3. 支給額 対象となる子、1人につき、月額13,000円 4. 支払期月 原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までを支給する。 5. 受給資格の認定 支給要件に該当する受給資格者が、その支給を受けようとするときは、住所地の市町村（特別区を含む）の長の認定を受けなければならない。									